

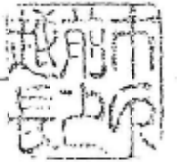


越前市告示第19号

令和6年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和6年2月21日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 15 号

越前市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

越前市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年越前市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第 3 条第 1 項中「番号法第 9 条」を「番号利用法第 9 条」に、「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（番号利用法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（番号利用法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に、「番号法の」を「番号利用法の」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 3 項中「番号法」を「番号利用法」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議案第16号

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

越前市長 山田 賢 一

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越前市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項後段を次のように改める。

この場合において、給与条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」と読み替えるものとする。

第23条第1項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第33条 この条例において準用する給与条例(これに基づく規則を含む。次項において同じ。)の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例の規定を含む。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正に係る規定の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第2条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第32条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第32条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「第2項中「100分の125」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条」を削り、「、第18条第1項」を「越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第27号）第18条第1項」に、「、同条第2項」を「同条第2項」に、「、同条第3項」を「同条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第32条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会

計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）において、月額による場合には越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第27号）第18条第1項に規定する額とし、日額による場合には同条第2項に規定する額に21を乗じて得た額とし、時間額による場合には同条第3項に規定する額に162.75を乗じて得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第32条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年越前市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条第1項の改正規定を削る。

（越前市監査委員条例の一部改正）

第4条 越前市監査委員条例（平成17年越前市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 越前市上下水道事業等の設置等に関する条例（平成17年越前市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定（同条例において準用する越前市職員の給与に関する条例（平成17年越前市条例第51号。以下「給与条例」という。）及びこれに基づく規則の規定を含む。）に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定（第1条改正後条例において準用する給与条例及びこれに基づく規則の規定を含む。）による給与の内払とみなす。

議案第 17 号

越前市手数料条例の一部改正について

越前市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例（平成 17 年越前市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「謄本若しくは抄本又は戸籍証明書」に改める。

別表第 2 戸籍に関するものの項を次のように改める。

戸籍に関するもの	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1 通	450 円
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は除く。）	1 件	400 円
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1 通	750 円
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（総務省令で定める電子情報処理組	1 件	700 円

<p>織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は除く。)</p>		
戸籍の記載事項証明交付手数料	1 件	3 5 0 円
除かれた戸籍の記載事項証明交付手数料	1 件	4 5 0 円
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 4 8 条第 2 項若しくは第 1 2 6 条の書類に記載した事項の証明書交付手数料	1 通	3 5 0 円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1 通	1 , 4 0 0 円
戸籍法第 4 8 条第 2 項の書類又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の届出等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1 件	3 5 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 30 条第 1 項中「及び資産割額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第19号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

越前市長 山田 賢一

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成18年越前市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「35,340円」を「29,680円」に改め、同項第2号中「43,820円」を「48,410円」に改め、同項第3号中「49,470円」を「48,760円」に改め、同項第6号中「82,690円」を「84,810円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「109,550円」を「106,020円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「123,690円」を「120,150円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「130,750円」を「134,290円」に改め、同号ア中「750万円」を「520万円」に改め、同号イ中「に該当」を「、次号イ又は第12号イに該当」に改め、同項第11号中「141,360円」を「148,420円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万

円」に改め、同号イ中「に該当」を「又は次号イに該当」に改め、同項第12号中「155,490円」を「169,630円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 162,560円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年越前市条例第 1
16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項第 7 号中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加
え、同条第 8 項に次の 1 号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が生活保護法（昭和 25 年法
律第 144 号）の規定の適用を受けているときは、助成対象者から除く。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正
後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第 2 条第 8 項及び第 3 条第
2 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 2 1 号

越前市水道事業給水条例の一部改正について

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

越前市水道事業給水条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項、第 3 9 条第 2 項及び第 4 2 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 2 号

越前市工業用水道事業給水条例の一部改正について

越前市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

越前市工業用水道事業給水条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 号の表基本料金単価の項中「1 6 円」を「2 1 円」に改め、同表超過料金単価の項中「3 2 円」を「6 3 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後にメーターを検針し、使用水量を決定して計算した料金について適用し、同日前にメーターを検針し、使用水量を決定して計算した料金については、なお従前の例による。

議案第23号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道の路線を認定し、及び変更する。

令和6年2月21日提出

越前市長 山田 賢一

1 認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第7832号線	定友町14字15番4先	定友町12字1番3先	271.0

2 変更する路線

路線名		起 点	終 点	延長(m)
市道第7808号線	旧	栗田部町15字30番2先	栗田部町35字2番3先	706.7
	新	栗田部町15字30番2先	栗田部町34字6番8先	489.5

議案第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度越前市一般会計補正予算（第 9 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一